

平成27年度版

みやざき 6次産業化の手引き

～「儲かる農林水産業」の実現に向けて～

公益社団法人 宮崎県農業振興公社
(みやざき6次産業化サポートセンター)

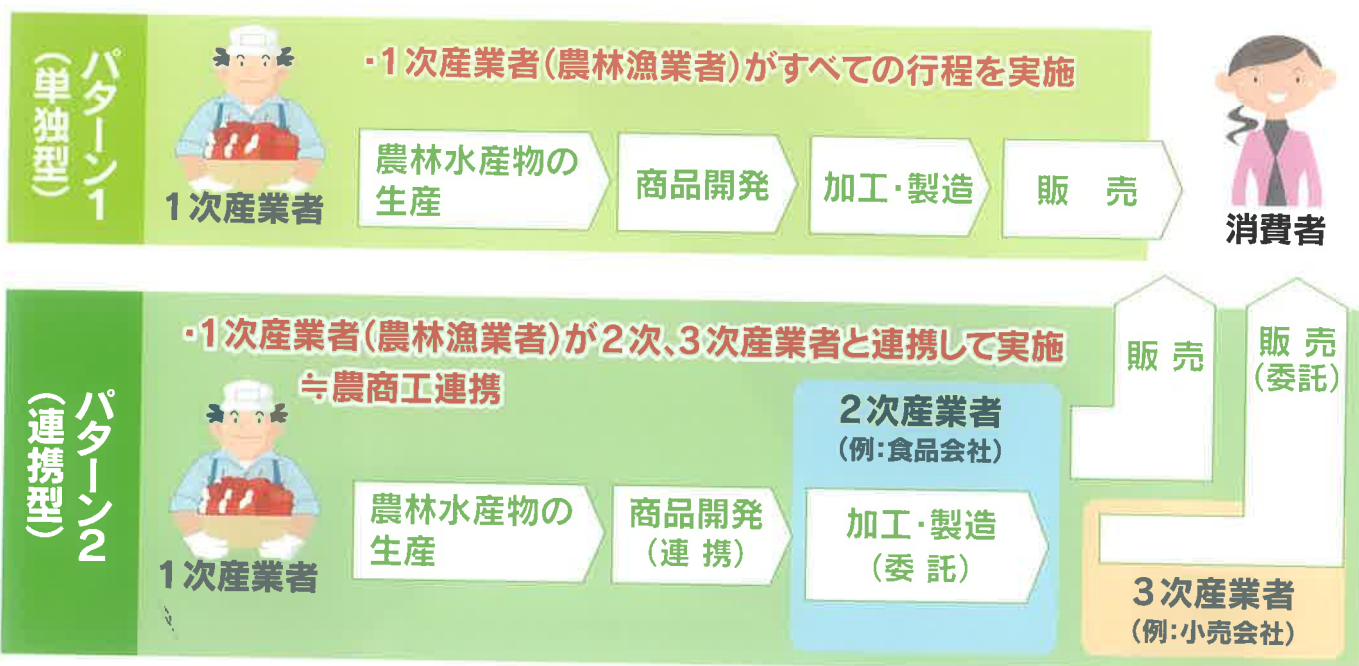
6次産業化とは？

「6次産業化」とは、「農林水産業(1次産業)が、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)と連携・融合する取組」で、1次産業×2次産業×3次産業＝「6次産業」で表されます。



6次産業化は、農林漁業を起点に、産業間・地域間の垣根を越え、自由で新しい発想による取組や組み合わせにより、新たな市場やニーズを作り出していくことであり、新たな価値を生み出す商品やサービスづくり、商工業者との連携による新事業の創出など、「まずは加工、まずは販売」と第1歩を踏み出すチャレンジ的な取組から、企業のノウハウを活用して大規模な投資を行う取組まで幅広いものです。

【6次産業化のイメージ】



【農商工連携やフードビジネス】

農商工連携は、農林漁業者と商工業者が双方にメリットを、6次産業化は農林漁業者を起点に、自らの活動や商工業者との連携によりメリットを創出する取組で、1次産業の立場から見れば、農商工連携も6次産業化に含まれ、それらを包括する取組をフードビジネスとして本県では推進しています。

項目	6次産業化 (六次産業化・地産地消法)	農商工連携 (農商工等連携促進法)
法律名	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
目的	農林漁業の振興や農山漁村の活性化、食料自給率の向上等への寄与	農林漁業者と中小企業者の双方の経営改善
取組主体	農業者、林業者、漁業者及び農林漁業者の組織する団体、取組主体を支援する促進事業者による取組が対象	農林漁業者と中小企業者が連携して行う取組が対象



具体的な6次産業化への取組

6次産業化は加工だけでなく、異業種との連携も含め多様な展開が該当します。

- 1 加工
- 2 直接販売
- 3 契約取引
- 4 観光農園、農作業体験、貸し農園
- 5 農家レストラン、農家民宿
- 6 輸出
- 7 オーナー制度
- 8 植物工場
- 9 IT技術の活用 など



6次産業化へのポイント

1 多様な連携、人材育成

…6次産業化には、加工・販売といった新たなノウハウが必要となります。

そのため、多方面からのアドバイスを積極的に受けるとともに、事業に必要な分野の人材との連携・確保・育成に努めましょう。

2 マーケットイン

…新商品の開発は、マーケットインの視点で、その商品を買ってくださるお客様をイメージし、そのターゲット（目的）をより具体的に明確に詳細に設定し、商品開発を行いましょう。

3 資金調達

…新たなビジネスを始めるためには資金調達が重要です。融資、補助金、出資など様々な形がありますので、十分に検討しましょう。また、過剰投資とならないように事前にしっかりと計画を立て、様々な機関へ相談しましょう。

4 販路開拓

…販路開拓のためには、事前の市場調査、そして商品開発後も積極的な営業活動が必要となります。そのためにも様々な展示会や商談会等、また出展するための研修等にも積極的に参加し、自らのアンテナを広げましょう。

5 安全・安心とクレーム処理

…商品を自ら売り出すことは、その商品に対する責任を負うこととなります。

トレーサビリティはもちろん、GAP なども学び、生産から販売まで安全・安心な生産体制はもとより、クレーム処理なども十分に検討しましょう。

6 経営ビジョン・経営理念

…6次産業化で基盤となるのは、1次産業である農林水産業です。

まずは自らの経営ビジョン（経営理念）を定め、その上で事業計画を立て、加工や販売等を何処までするのか、どういう経営をしていくのか、戦略的に進めていくことが大切です。

また、基盤である生産活動がおろそかにならないよう、様々な業種と連携も踏まえながら計画を策定していくことが必要です。

※サポートセンターでは、以上のようなことを学ぶことができる「みやざき6次産業化チャレンジ塾（毎年8～11月：週1回程度）」を開催しています。

まずは、しっかりと学んで事前の情報収集を行いましょう。

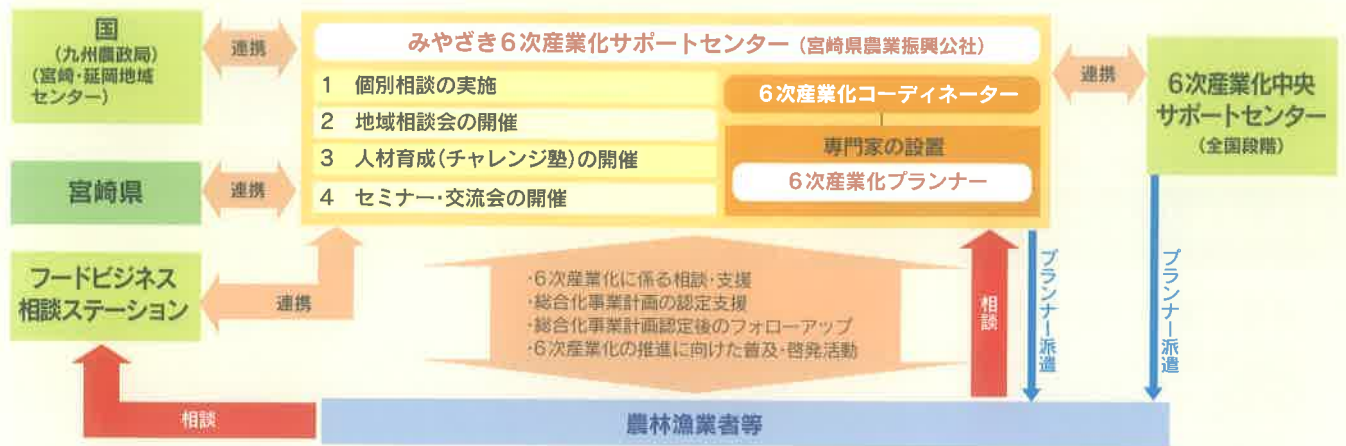


チャレンジ塾講義

6次産業化の総合相談窓口(みやざき6次産業化サポートセンター)

公益社団法人宮崎県農業振興公社では、6次産業化に関する県内の総合相談窓口(みやざき6次産業化サポートセンター)として、6次産業化を目指す農林漁業者の皆様に対し様々な支援を行っています。

【みやざき6次産業化サポートセンターの支援体制】



1 個別相談の実施

6次産業化を目指す農林漁業者等に対して、経営課題や目的に応じて6次産業化プランナー(民間の専門家)を派遣し、相談対応を行うほか、6次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の策定支援(ブラッシュアップ)や認定後の計画実現へ向けた各種支援(フォローアップ)を行います。

【6次産業化プランナー】

サポートセンターが選定・登録した民間の専門家で、6次産業化の実現へ向けた農林漁業者の各課題等に応じて様々な専門分野のプランナーを派遣します。

6次産業化プランナーの専門分野

農林水産物の生産・加工技術	広告・宣伝・ブランディング	経営管理・資金調達
品質・生産管理	小売・サービスの提供	6次産業化事業体の設立
新商品企画の情報収集・分析	他事業者とのネットワーク	雇用・人材育成
新商品企画・商品設計	輸出	補助事業の情報収集
新商品の販路開拓	法令	申請書類等の作成

2 「6次産業化地域相談会」の開催

サポートセンターは、各地域毎に県内の農業改良普及センターと連携して、毎月1回(水曜日)「地域相談会」を開催し、地域に密着した相談対応を行っています。

【地域相談会の開催日程】

普及センター名 (相談申込先※)	毎月	対象市町村	連絡先(電話)	普及センター名 (相談申込先※)	毎月	対象市町村	連絡先(電話)
中部	第1水曜日	宮崎市、国富町、綾町	(0985) 30-6121	東臼杵南部	第4水曜日	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	(0982) 68-3100
南那珂	第2水曜日	日南市、串間市	(0987) 21-9550	東臼杵北部	第2水曜日	延岡市	(0982) 32-3216
北諸県	第2水曜日	都城市、三股町	(0986) 38-1554	西臼杵	第4水曜日	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	(0982) 72-2158
西諸県	第1水曜日	小林市、えびの市、高原町	(0984) 23-5105				
児湯	第1水曜日	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	(0983) 43-2311				

※相談は予約制となっておりますので、相談希望の方は事前に各普及センターにご連絡ください。

なお、相談時間は10:00から15:00までとなります

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定

国では、6次産業化に向けた事業計画(総合化事業計画)の認定を行っております。認定後は、事業計画に基づく取り組みに対し、農業改良資金融通法等の特例や各種補助事業による新商品開発・販路開拓、施設・機械等の整備支援の対象となります。

1 認定要件

(1) 事業主体[農林漁業者が行うものであること]

- ① 農林漁業者等(個人・法人)
- ② 農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織等) ※任意組織も可。
※事業主体の取組を支援する者を促進事業者(機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等)として計画に位置づけることが可能です。

(2) 事業内容

次のいずれかを行うこと。

- ① 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓。
(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでにに行ったことのない新商品の開発・生産)
- ② 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は、販売の方式の改善。
(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入)
- ③ ①又は②に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善。

(3) 経営の改善

次の2つの指標の全てが満たされること。

- ① 対象商品の指標
農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること。
- ② 事業主体の指標
農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること。

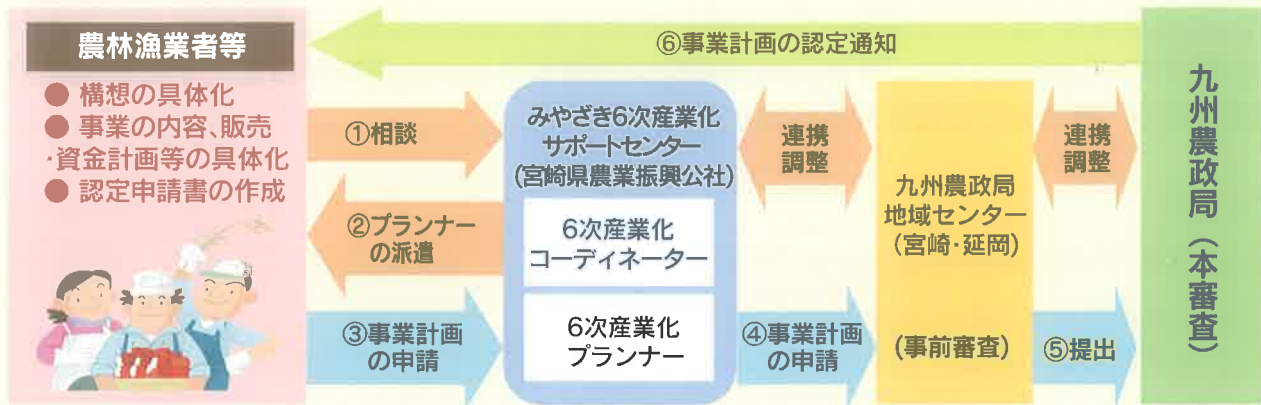
(4) 計画期間

5年以内(3~5年が望ましい)

2 総合化事業計画の申請から認定までの流れ(図参照)

- (1) サポートセンターは、6次産業化を目指す農林漁業者等の相談対応の他、6次産業化に向けた事業計画の作成を支援し、経営課題に応じて各専門分野の6次産業化プランナーを派遣します(図:①、②)。
- (2) 農林漁業者等は、プランナーの助言を受けながら、目指す事業計画の内容、販売や資金計画など、自らの構想を具体化します。
- (3) 農林漁業者等は、具体化した事業計画をもとに、6次産業化プランナーの指導を受けながら総合化事業計画を作成し、サポートセンターを経由して九州農政局地域センター(宮崎・延岡)へ申請し、事前審査を受けます(図:③、④)。
- (4) 申請された総合化事業計画は、九州農政局における本審査を受け、認定の場合は、九州農政局から農林漁業者等へ通知されます(図:⑤、⑥)。

(図) 事業計画の申請から認定までの流れ

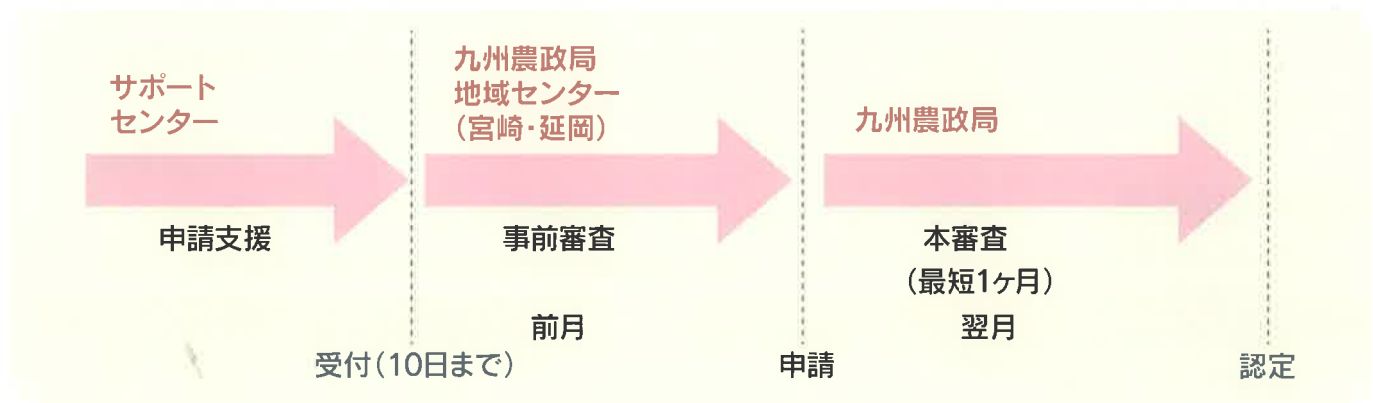


3 総合化事業計画の認定までのスケジュール

総合化事業計画の認定は、毎月実施されます。(平成27年8月より毎月認定へと改正されました)

本県では、サポートセンターを経由して申請し、毎月10日までに各地域センターで受付・事前審査後、九州農政局にて本審査が行われます。

※本審査では最短で翌月末までに認定の可否が決定されます。変更申請手続きも同様です。



認定後の支援措置

事業計画の実施に向けた支援

支援事項	内容
①専門家によるサポート体制の充実(相談無料)	・事業計画の実施期間にわたり、計画の実現へ向けて6次産業化プランナーがフォローアップしていきます(無料)。
②資金の融通	・無利子の農業改良資金が活用できます。
③補助金(別途申請行為が必要)	・新商品開発や販路開拓、機械・施設の整備等の支援に対する補助対象者となります。
④農地の転用	・計画に基づく転用については、農地法上の許可があったとみなされます。
⑤市街化調整区域内の開発	・都市計画に基づく開発行為については都市計画法上の開発要件の一部(開発審査会における知事の審議)を満たしたものとみなされます。
⑥契約野菜安定供給制度	・指定産地によらず、リレー出荷に取り組む場合、制度の対象となります。
⑦草地の形質変更	・集約酪農地域内の草地を形質変更する際、知事への届け出が不要となります。

6次産業化に関する県内の相談窓口

1 総括窓口

みやざき6次産業化サポートセンター	公益社団法人宮崎県農業振興公社 新農業支援課	TEL : 0985-51-2011 FAX : 0985-51-8006
国	九州農政局 宮崎地域センター 6次産業化担当	TEL : 0985-22-3181 FAX : 0985-27-2035
	九州農政局 延岡地域センター 6次産業化担当	TEL : 0982-33-0700 FAX : 0982-33-3600
宮崎県	農政水産部地域農業推進課 連携推進室 6次産業化推進担当	TEL : 0985-26-7124 FAX : 0985-26-7332
	農政水産部 営農支援課 「宮崎県農業革新支援センター」	TEL : 0985-26-7133 FAX : 0985-26-7325

2 地区の窓口

地区名	担当所属	TEL
中部地区 (宮崎市、国富町、綾町)	中部農林振興局 地域農政企画課	0985-26-7279
	中部農業改良普及センター	0985-30-6121
南那珂地区 (日南市、串間市)	南那珂農林振興局 農政水産企画課	0987-23-4312
	南那珂農業改良普及センター	0987-21-9550
北諸県地区 (都城市、三股町)	北諸県農林振興局 地域農政企画課	0986-23-4507
	北諸県農業改良普及センター	0986-38-1554
西諸県地区 (小林市、えびの市、高原町)	西諸県農林振興局 地域農政企画課	0984-23-3165
	西諸県農業改良普及センター	0984-23-5105
児湯地区 (西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町)	児湯農林振興局 地域農政企画課	0983-22-1364
	児湯農業改良普及センター	0983-43-2311
東臼杵地区 (延岡市、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村)	東臼杵農林振興局 農政水産企画課	0982-32-6135
	東臼杵南部農業改良普及センター	0982-68-3100
	東臼杵北部農業改良普及センター	0982-32-3216
西臼杵地区 (高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町)	西臼杵支庁 農政水産課	0982-72-2108
	西臼杵農業改良普及センター	0982-72-2158

3 市町村の窓口

市町村名	担当窓口	TEL	FAX
宮崎市	農政企画課	0985-21-1785	0985-21-1786
国富町	農林振興課	0985-75-3609	0985-75-3384
綾町	農林振興課	0985-77-0100	0985-77-0962
日南市	農政課	0987-31-1132	0987-24-0080
串間市	農業振興課	0987-72-1111	0987-72-6727
都城市	農政課	0986-23-2768	0986-23-6358
	六次産業化推進事務局	0986-23-2193	0986-23-6278
三股町	産業振興課	0986-52-9084	0986-52-4944
小林市	農業振興課	0984-23-0300	0984-23-0334
えびの市	畜産農政課	0984-35-1111	0984-35-0401
高原町	農政畜産課	0984-42-5132	0984-42-4623
西都市	農政課	0983-43-0382	0983-41-1118
高鍋町	産業振興課	0983-26-2021	0983-23-6303
新富町	農業振興課	0983-33-6034	0983-33-4862
西米良村	農林振興課	0983-36-1111	0983-36-1207
木城町	産業振興課	0983-32-4739	0983-32-3440
川南町	産業推進課	0983-27-8011	0983-27-7558
都農町	産業振興課	0983-25-5721	0983-25-0724
延岡市	総合農政課	0982-22-7073	0982-21-6204
日向市	農業水産課	0982-52-1442	0982-52-0250
門川町	産業振興課	0982-63-1140	0982-63-2626
美郷町	農業振興課	0982-66-3605	0982-66-3001
諸塚村	産業振興課	0982-65-1128	0982-65-0032
椎葉村	農林振興課	0982-67-3206	0982-67-2910
高千穂町	農林振興課	0982-73-1208	0982-73-1228
日之影町	農林振興課	0982-87-3906	0982-87-3914
五ヶ瀬町	農林課	0982-82-1705	0982-82-1722

4 関係機関 (商工サイドの農商工連携、フードビジネスの窓口)

公益財団法人宮崎県産業振興機構 TEL 0985-74-3850	フードビジネス相談ステーション TEL 0985-89-4452	宮崎県食品開発センター TEL 0985-74-4329
-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------

新たな一歩を踏み出そう!



「みやざき6ジカ」



連絡先

公益社団法人宮崎県農業振興公社
(みやざき6次産業化サポートセンター)

〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14
TEL:0985-51-2011 FAX:0985-51-8006